

## 社会福祉法人睦福社会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人睦福社会（以下「本会」という。）の定款第8条及び第21条に基づく評議員、役員等の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、評議員、理事、監事および評議員選任・解任委員をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員には、別表1により報酬を支払うことができる。

2 同日に会議等にあわせて法人の業務を行った場合であっても日額分とする。

### (費用の弁償)

第4条 役員がその職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。

3 宿泊費等業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

### (報酬等の支給方法)

第5条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(1) 月額報酬については、毎月21日とする。当日が休日の場合には、それ以前の金融機関の営業日とする。

(2) 日額報酬については、必要の都度支払うものとする。

### (適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

### (公表)

第7条 当法人は、定款第三十九条により公表する。

### (改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表第1

(1) 評議員の報酬

名称	報酬額
評議員等出席報酬(日額)	3,000円

(2) 監事の報酬

名称	報酬額
理事会等会議出席報酬(日額)	3,000円

(3) 理事の報酬

名称	報酬額
週平均30時間以上(月額)	650,000円
理事会等会議出席報酬(日額)	3,000円

(4) 評議員選任・解任委員の報酬

名称	報酬額
評議員選任・解任委員会等 会議出席報酬(日額)	3,000円